

長岡市選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりです。

令和7年6月3日

長岡市選挙管理委員会

委員長 鷲 尾 純 一

1	選挙権を有する者の総数の50分の1の数	4, 344
2	選挙権を有する者の総数の3分の1の数	72, 386
3	選挙権を有する者の総数の6分の1の数	36, 193